用する。」に改め、同条第四号中「前三号」を「第一号及び第三号」に改め、同条第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号及び第三号」に改める。

第五条第一項第一号中「前条第二号の主務大臣が別に定める場合及び」を削り、「同条第五号」を「前条第五号」に改め、同項第二号中「（前号の主務大臣が別に定める場合を除く。）」を削り、「同条第三号」を「前条第三号」に改め、「百分の八十」の下に「（ただし、令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）に係るものである場合は、第一号、第三号又は第四号の規定を適用する。）」を加え、同項第三号及び第四号中「前条第一号から第三号まで」を「前条第一号及び第三号」に改める。

第五条の二中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に改める。

○厚生労働省告示第百六十七号

昭和六十三年労働省告示第百九号（労働者災害補償保険法施行規則第二十一条第一項の規定に基づく年金たる保険給付の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、年金たる保険給付（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付をいう。以下同じ。）の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有する年金たる保険給付の受給権者であってその生年月日（法第十六条の遺族補償年金又は法第二十二条の四第二項の遺族年金の受給権者にあっては、当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日）の属する月が一月から六月までの月に該当するものが平成二十三年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年八月三十一日とする。

平成二十三年五月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第百六十八号

厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第十四条第一項の規定に基づき特別遺族年金の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成十八年厚生労働省告示第百五十九号）において、特別遺族年金（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。）の受給権者がその日までに報告書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に同日において住所を有する特別遺族年金の受給権者であって当該特別遺族年金を支給すべき事由に係る死亡労働者等の生年月日の属する月が一月から六月までの月に該当するものが平成二十三年において報告書を提出すべき日は、その定めにかかわらず、同年八月三十一日とする。

平成二十三年五月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

○中央労働委員会告示第二号

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十三日

中央労働委員会会長　菅野　和夫

第一号の表の独立行政法人国立印刷局の項の本局の項中「研修幹事」を「副センター長」に改める。

○農林水産省
経済産業省告示第一号

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）第百三条の三第一項第四号、第百二十六条の二十第一項第四号及び第百六十九条第一項第四号の規定に基づき、これらの号に規定する主務大臣が指定する団体を次のように指定し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里

一般社団法人全国銀行協会

○経済産業省告示第百十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十三日

経済産業大臣　海江田万里

表の委任した予算科目名の欄中「資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金（資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業に限る。）」を「資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金（資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業に限る。）、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業ガス信用保証協会基金補助事業に限る。）」に改め、表中

工業用水道事業費補助	

を

経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	工業用水道事業費補助
経済産業局長	地域自主戦略交付金

に

東北経済産業局長	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）

を

東北経済産業局長	旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金
	電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）
東北経済産業局長及び関東経済産業局長	エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（自家発電設備導入促進事業費補助金に限る。）

に

改める。

附　則

この告示は、平成二十三年五月二十三日から施行する。

○経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年五月二十三日

経済産業大臣　海江田万里

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5082	株式会社星輝	東京都墨田区錦糸一丁目二番六―五〇一号	平成二十三年一月二十八日から平成二十四年一月二十七日まで
5083	株式会社中三	青森県青森市新町一丁目七番一号	平成二十三年三月三十日から平成二十四年三月二十九日まで
5084	株式会社ハギワラシスコム	愛知県名古屋市中区錦二丁目四番三号	平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日まで